（電子メール施行）
こ 第 １ ３ ９ ９ 号
青 第 １ １ ２ ６ 号
平成 28 年 7 月 26 日

各市町民生主管部（局）長　様

兵庫県健康福祉部こども局長　　入江　武信
兵庫県企画県民部女性青少年局長　有本　方子

施設における安全管理の徹底について

本日早朝、相模原市の障害者施設において、痛ましい事件が発生し、多数の入所者がお亡くなりになられましたことに、謹んで哀悼の意を表します。

このような事案は決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態です。

今回の事件を受け、改めまして、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館等の児童福祉施設等の児童の安全を確保するため、別添「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成 13 年 6 月 15 日付け雇児総発 402 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に定める「点検項目」のほか、下記の点にご留意のうえ、危機管理の観点から現状を点検するなど、施設における安全管理の徹底を図られますようお願いします。

記

１　門扉の施錠、鍵の管理の徹底など、不審者の侵入防止対策に万全を期するとともに、日頃から所管の警察署との連絡体制を確保すること。

２　施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域の自治会、学校等との間で、情報を提供し合うなどの連絡体制を確保すること。

３　不審者が侵入した場合には、速やかに警察署に連絡するなど、安全管理体制について再確認を行うとともに、職員に対して周知徹底すること。